資料2

新歓期間における掲示物について

　第2回新歓会議

文責　星　悠樹

●掲示物の規格について

・枚数：6枚以内

・サイズ：A4以内

・団体正式名称、連絡先を記載してください。

・右下に認証印を押すスペース約3cm×3cmを必ず空けてください。

スペースがない場合、文字やイラストに認証印を被せて押します。

・掲示物の裏面を養生テープで補強してください。

※2019年度の新歓において次年度掲示可能枚数の減数があった団体については、掲示可能枚数が上と異なります。各団体の掲示可能枚数は学友会ホームページをご確認ください。

●掲示物の詳細について

・掲示可能期間：4月1日(水)13：00～4月30日(木)18：40

※4月30日(木)18：40までに各団体で回収してください。

・掲示可能場所：

神楽坂校舎3号館 階段1～5階・2号館 食堂側階段1～5階・8号館 階段1～5階・

3号館2階学生ホール

※エレベーター、火災報知機、掲示板、3号館ピロティの壁、消火器、天井、ドア、

トイレ、2号館警備員室近くの階段1～5階、配管、配電盤、非常口表示灯、非常扉、

分電盤、窓、床面から2.5m以上の壁、廊下は除く。

・掲示に使用するテープ：メンディングテープのみ

※新歓運営本部からの貸し出しはありません。各団体で用意してください。

●掲示物の認証について

・認証期間：3月30日(月)～4月4日(土)の13：00～17：00

・認証場所：853教室

※認証は、必ず団体の新歓責任者または副責任者が行ってください。また、認証の際、本　　　　　　　人確認のため学生証をご提示ください。

●掲示期間内の掲示物廃棄について

・以下の場合、該当する掲示物を該当団体への事前連絡なしに廃棄します。

大事なものである場合、あらかじめコピーをとっておいてください。

認証印が無い場合。

剥がれているまたは剥がれそうな場合。

新入生の通行の妨げになる場合。

安全上の観点からふさわしくないと新歓運営本部が判断した場合。

掲示許可場所以外の場所に掲示した場合。

●次年度における掲示物の枚数減数について

・掲示可能期間後である4月30日(木)18：40以降でも掲示物が掲示されている場合、該当掲示物の枚数だけ、該当団体の次年度における掲示枚数を減数します。また、頻繁に学友会に掲示物を廃棄された団体に対しても、同じ処置をとります。

※注意

・各団体で掲示、回収してください。

・他団体のものと重ならないように貼ってください。

・同じ面の壁に同じ団体の掲示物を2枚以上貼る、掲示物を繋げて大きい掲示物にするなどはしないでください。

・お酒、飲み会など内容が不適切なもの、広告が記載されているもの、宗教・政治的に関するもの、および、他団体に関する内容を含むものは認証しません。

・この資料に記載された事項、および、新歓に関する諸規約に違反した場合、該当する団体のポスターを廃棄します。つきましては、各団体で管理を徹底してください。

・4月30日(木)18：40以降に掲示されている掲示物については、こちらで回収・廃棄します。回収後の返却はしません。